

基本事業の変更・削除（市民参画・コミュニティ・行政運営）

（ 1 ） 情報公開の推進 【 削 除 】

「情報公開の推進」は、市民等の申請により法令や条例に基づいて文書等の情報を公開する事業のため、総合計画では、市と市民が情報を共有するという広義の考え方により、「 広報広聴活動の推進」の中に包含し位置付けた。

（ 2 ） 移住定住の推進 【 都市基盤の施策（住環境）へ移行 】

移住定住事業は、人口増加と新たな需要から生まれる経済の活性化を目的としているため、移住を検討している人に対して、移住を決めていただくための様々な取り組みが重要になる。そのためには、住宅に関する情報の提供を行いながら、空き家の利活用も含めて、まずは、新たな住宅需要の促進につなげられるように移住を進めていくものであり、「住環境」施策の「まちなか居住の推進」や「住み良い住環境作りへの支援」、「住宅関連産業の発展」などと結びつきが強いことから、連携した取り組みが必要である。このことから、「移住定住の推進」については、都市基盤の施策である「住環境」の基本事業に位置付けた。

（ 3 ） 地方分権への対応 【 削 除 】

地方分権については、大きな括りの中で謳うとのことから、基本事業レベルから外し「権限移譲への対応」について頭だしできないか検討したが、権限移譲自体が地方分権への対応の一つの事務事業であり、基本事業として謳うのは難しいと思われる。また、「地方分権の対応」についての具体的な事務事業となると、権限移譲、道州制等があげられ、成果指標を設定するとなれば、権限移譲の移譲数などが考えられる。それらを実現していくためには、分権（移譲）に耐えうるだけの財政基盤や組織体制、人材確保（育成）がそれに対応する基本事業（既に有り）となり、その成果によって「地方分権への対応」がなされることから、「地方分権への対応」を並列で基本事業とするのは難しいと思われることから除くこととする。

基本事業の変更・削除（教育・文化・スポーツ）

（ 6 ） 「生きる力」を育む教育の推進 【 変 更 へ 】

ねらいを「子どもたちが変化の激しいこれからの社会を自立的に生きるための「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」を育成します。」としていたが、審議会より、学校教育において「いじめや不登校などを作らない心の教育」や「健康な体をつくる食育」、「学力の向上」などが基本事業に必要であるとの意見受け再検討した。

基本事業「 「生きる力」を育む教育の推進」の考えは、「学校教育」の施策と同じであることから、この施策を実現させるための「確かな学力の育成」、「豊かな人間性の育成」、「健康と体力の育成」の部分を、それぞれ区分けし、基本事業とすることとした。

- （ 1 ） 確かな学力を育む教育の推進 【 新 規 】
- （ 2 ） 豊かな心を育む教育の推進 【 新 規 】
- （ 3 ） 健やかな体の育成 【 新 規 】

- （ 7 ） 社会の変化に対応した教育の充実 【 変 更 へ 】
- （ 8 ） 教職員の資質の向上 【 変 更 へ 】
- （ 9 ） 適正間口の確保 【 変 更 へ 】

基本事業の「 社会の変化に対応した教育の充実」、「 教職員の資質の向上」、「 適正間口の確保」は、それぞれ「信頼される学校となる」ことが共通した趣旨であり、「教職員の資質の向上」についても事業の内容などから再検討の意見を受けていたことから、基本事業をそれぞれ見直し、「 信頼される学校づくりの推進」として一本化した。

- （ 4 ） 信頼される学校づくりの推進 【 新 規 】

(5) 幼児教育の支援 【 変 更 へ 】

基本事業の取り組みが「教育を受けるための扶助」であることから、基本事業を整理し、「就学の支援」として一本化した。

(10) 学校給食の充実 【 変 更 へ 】

生きる力の取り組みとして「学校給食事業」の目的は、「健康と体力の育成」であることから、基本事業を整理し、「健康やかな体の育成」として一本化した。

(11) 地域で支える青少年健全育成活動 【 変 更 】

基本事業の名称を分かりやすくするため「学校、家庭、地域住民等相互の連携による事業の推進」から「地域で支える青少年健全育成活動」へ表記を改めた。

(12) スポーツ・レクリエーション機会の充実 【 変 更 】

当初、基本事業を「スポーツ活動の活性化」としていたが、審議会よりスポーツとレクリエーションの概念は違うので、レクリエーションについても取り組みを表記すべきであるとの意見を受けて検討を行った。レクリエーションは、子どもから大人まで幅広く活動しており、健康や人づくりという点では、スポーツ活動と関連する部分もあることから、基本事業の内容を整理し、「スポーツ・レクリエーション機会の充実」と変更した。

基本事業の変更・削除（医療・保健・福祉）

（ 1 ） 介護予防の推進 【 変 更 】

当初、基本事業「健康づくり・介護予防の推進」としていたが、「健康づくり」の部分については、「健康」の施策の基本事業「健康づくり活動の推進」の内容であることから、ここでは、この部分を移行して区分けし、基本事業を「介護予防の推進」とした。

- （ 2 ） 高齢者及び要介護者等への支援体制の充実 【 新 規 】
- （ 3 ） 自立と安心のための日常生活の支援 【 変 更 へ 】
- （ 4 ） 尊厳ある暮らしの支援 【 変 更 へ 】
- （ 5 ） 地域包括ケアの推進 【 変 更 へ 】

「自立と安心のための日常生活の支援」、「尊厳ある暮らしの支援」、「地域包括ケアの推進」は、それぞれ「高齢者が地域で尊厳を保持して生活を継続できるように支援する」趣旨であり、内容が重複していたことから、基本事業を見直し、「高齢者及び要介護者等への支援体制の充実」として一本化した。

（ 6 ） 地域福祉の担い手の育成 【 変 更 】

地域福祉の施策から、「地域福祉活動の充実」と「地域福祉コミュニティの推進」としていたが、活動の充実を図るには、その人材が必要であることから、「地域福祉コミュニティの推進」の基本事業を見直し、福祉活動へ積極的に参加する人材の育成と確保に努めることをねらいとした「地域福祉の担い手の育成」と改めた。

基本事業の変更・削除（生活環境・防災）

（ 1 ） 廃棄物の適正処理 環境美化の推進 【 変 更 】

施策を（循環型社会）と（衛生環境）に分類したことから、基本事業「 廃棄物の適正処理及び環境美化の推進」についても、（循環型社会）の施策に「 廃棄物の適正処理」、（衛生環境）の施策に「 環境美化の推進」と分割して位置づけた。

（ 2 ） 省エネルギー・新エネルギーの促進 【 新 規 】

「環境」については、生活から産業分野まで幅広く関わることであり、これまでのように「生活環境」のみに関わることなく、各専門部会においても環境に関わる基本事業が検討されていた。また、審議会からも地球環境を意識し、新エネルギー・省エネルギーなどの取り組みの計画について検討すべきとの意見を受け、第6期総合計画で環境政策をどのように展開していくかを庁内ワークショップにて検討した。

その結果、「地球環境問題を視野に入れ、市民生活や産業活動などの各分野で、自然エネルギーの活用や省エネルギー化を促進し、リサイクル型の社会経済システムが市民のライフスタイルに生かされた、人と自然が共生できる環境にやさしいまちづくりを推進すべき」となり、環境保全に関わる「地球環境や人にやさしいまちづくり」を新しい施策として設定した。その中の基本事業として、「 地球温暖化防止の促進」を位置づけるとともに、新たな取り組みとして、企業や家庭における省エネルギーの促進やクリーンエネルギーであるソーラーシステムなどの利活用の拡大に向けた取り組みを進めるとした「 省エネルギー・新エネルギーの促進」の基本事業を新たに追加した。

（ 3 ） 環境保全意識の向上 【 削 除 】

基本事業の取り組み内容が、「公害対策」と「地球環境などの意識を高める」であることから「 公害防止対策の推進」と「 地球温暖化防止の促進」へそれぞれ分割してまとめ、この基本事業を除いた。

基本事業の変更・削除（産業振興）

（ 1 ） 商店街の賑わいの創出 【 変 更 】

当初の基本事業「 中心市街地の活性化」は、「都市機能の集積により利便性を高め、賑わいと活力ある中心市街地を目指す」としていたが、このことは、総合的な政策として行うものであることから、基本事業よりも大きな方策となる。このことから、ここでは、商工業の振興策の一つとして、消費者が満足する商店街づくりを進めていくとともに、中心市街地の賑わいを図ることを目的とした、「商店街の賑わいの創出」に基本事業を変更した。

（ 2 ） 異業種連携の促進 【 新 規 】

審議会の「農商工の連携や交流を積極的に進めていくことが必要である。」「農商工連携でまちを活性化させるべきである。」との意見を受けて検討を行った。農商工の連携だけに限らず、異業種が集まることによって、色々なアイデアが生まれ、そこから地域ブランドの創出など、まちづくりの活性化につなげていく必要があるとの考えから、新たな基本事業として「異業種連携の促進」を設定した。

すでに、新砂川農協、砂川菓子組合、スイートロード協議会による、新たな商品開発の検討が行われており、異業種連携の始まりを見せているところである。

基本事業の変更・削除（都市基盤）

（ 1 ） 移動交通手段の充実 【 変 更 】

公共交通の確保の問題は、審議会より「高齢社会を意識した公共交通の確保について考える必要がある」との意見があり、また、市民要望も高く、今後の高齢社会の進展においては避けて通れない案件であるため、コミュニティバス、乗合タクシーなども含めて、どの程度の経費がかかり、どのような効果があるのか、また、出来るのか、出来ないのかなどを検証するため庁内ワークショップにて検討した。

その結果、これからの砂川市は、高齢化が進展する中でまちづくりを進めていかなければならないが、その中で、増加が想定される高齢者など、移動手段を公共交通に頼らざるを得なくなってしまう市民への対応、さらには、まちづくりで重要となる、人の動きを誘発させ、中心市街地の活性化等にもつながるような生活移動手段を考えていく必要があり、今後、公共交通を維持・充実させる場合には、それ相応の費用負担を伴うことになるが、行政が補填するといった丸抱えの仕組みではなく、行政・交通事業者・市民等がそれぞれの役割を担い支えあえるような、新たな公共交通システムの導入に向けて調査、検討を進めていく必要があるとした。

このことから、基本事業の「公共交通の確保」を、ねらいに「コミュニティバスなどの市民生活を支える新たな公共交通サービスの実施に向けて調査、検討を進める」を加え、「 移動交通手段の充実」に変更した。

（ 2 ） 移住定住の推進 【 新 規 総務部会の施策（地域コミュニティ）から移行 】

移住定住事業は、人口増加と新たな需要から生まれる経済の活性化を目的としているため、移住を検討している人に対して、移住を決めていただくための様々な取り組みが重要になる。そのためには、住宅に関する情報の提供を行いながら、空き家の利活用も含めて、まずは、新たな住宅需要の促進につなげられるように移住を進めていくものであり、「住環境」施策の「まちなか居住の推進」や「住み良い住環境作りへの支援」、「住宅関連産業の発展」などと結びつきが強いことから、連携した取り組みが必要である。このことから、「移住定住の推進」については、都市基盤の施策である「住環境」の基本

事業に位置付けた。

(3) 高齢者等へ配慮した住まい・住環境づくり 【変更】

当初、高齢者に係る課題が顕在化しているため、ハード面で高齢者に特化した事業を展開することを考え、基本事業を表したが、基本事業「良質な住まい・住環境の形成と住宅ストックの有効活用」では、健常者から障害者、大人(高齢者)から子供までの「誰もが」という観点で事業展開を考えていることから、基本事業を にまとめるほうが分かりやすくなると考え一本化した。

(4) 自然環境に保全した住まい・住環境づくり 【変更 生活環境・防災の「環境保全」の施策に移行】

生活環境・防災で、環境保全に関わる「地球環境や人にやさしいまちづくり」を新しい施策として設定した。その中の基本事業として、「地球温暖化防止の促進」を位置づけるとともに、新たな取り組みとして、企業や家庭における省エネルギーの促進やクリーンエネルギーであるソーラーシステムなどの利活用の拡大に向けた取り組みを進めるとした「省エネルギー・新エネルギーの促進」の基本事業を新たに追加することとなったため、「自然環境に保全した住まい・住環境づくり」の基本事業を「省エネルギー・新エネルギーの促進」と変更して移行した。

(5) 公共下水道の整備 下水道の維持管理 【変更へ】

下水道事業は、快適な生活環境の創出と浸水被害を防止することが目的であり、「公共下水道の整備」、「下水道の維持管理」により達成されるものであるため、目的が重複することから基本事業を見直し「汚水・雨水処理の推進」として一本化した。

(6) 治山・治水対策の推進 【変更】

治山・治水は、自然災害の発生を未然に防止することが目的であり、目的が重複する「治水対策の推進」と「治山対策の推進」の基本事業を一本化した。